

主な記事

- 越境ECの課税関係を見直し 2面
- 海外QR決済の取引把握は困難 2面
- 「私が見た 税を巡る点と線」 3面
- 川田氏が北本氏に聞く 3面

暗号資産取引への分離課税は10年1月から適用か

金商法等の改正案を国会に提出

政府は10日、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の改正案を閣議決定し、国会に提出した。3月31日に成立した令和8年度税制改正法では、金融商品取引法等の改正を前提に、一定の暗号資産の譲渡等に分離課税(所得税15%、住民税5%)を導入することが決まっており、同改正案の成立が分離課税の適用開始時期等を左右する。改正案の中で、改正法は公布日から1年以内の政令で定める日から施行するとされている。

税制改正法に改正金商法施行年の翌年から施行と記載

今回の金商法等の改正案の内容は、①暗号資産に係る規制の見直し、②企業のサステナビリティ情報の開示・保証、③スタートアップ企業への資金供給の促進、④有価証券に関する不正取引規制等が見直し。が柱。このうち、暗号資産に係る規制の見直しでは、暗号資産の取引に係る含み施行日だ。8年度

提い、同改正案の暗号資産に係る部分の施行

簡素な形で導入段階に精緻化も選択肢

日本経済団体連合会は14日、税・財政・社会保障一体改革に関する基本的考え方を公表した。社会保障国民会議の設置を高く評価した上で、税と社会保障の一体改革に加えて、経済財政運営が大転換する歴史的な機会だと捉え、これらの一体改革の基本的考え方を提言している。この中で、給付付き税額控除については、まずは勤労世代の実質的な負担を軽減する観点から中・低

各金融機関の相続手続きを一元化へ

7社が合意 10年秋頃に全国で提供を

SMB C日興証券など大手金融機関7社は8日、各金融機関での相続手続きについて、一括で対応できる新たな仕組みを構築することで合意したと発表した。複雑な相続手続きを一元化することで、相続人や金融機関の負担を軽減する。今秋にも新会社を設立し、令和10年秋頃に全国での提供開始を目指している。

取引相場のない株式の適正な評価のあり方の検討で有識者会議

国税庁 きょう20日に第1回会合

国税庁は16日、取引相場のない株式(非上場株式)の相続税評価について、相続税法の時価主義の下、適正な評価制度のあり方を検討するため、有識者会議を設置し、きょう20日に第1回会合を開催すると発表した。

非上場株式の相続税評価については、令和6年11月に会計検査院が原則的評価方式である類似業種比準方式、純資産価額方式、これらの併用方式の各評価方式の間で評価額に乖離が生じており、類似業種比準価額を適用する割合が高い規模の大きな会社ほど、株式の評価額が相対的に低く算定されていることや特例的評価方式である配当還元方式の還元率が近年の金利の水準と比べて相対的に高い率となっているおそれがあること等から、評価制度のあり方について「異なる規模の会社間での公平性や社会経済の変化を考慮し、より適切なものとなるよう検討を行っていくことが肝要」との指摘を行った。

有識者会議の開催は、この指摘を踏まえたものとなる。

時期が9年4月1日から9年10月1日の間にすることを示す図が掲載されている。仮にこのとおりとなれば、一定の暗号資産への分離課税は10年1月1日以後に行う譲渡等から適用されることになる。

底的な議論が必要、代替財源の明確化が大前提などと指摘した。経団連は同考え方の中で、給付付き税額控除については早期の実現に向けて、政府に所得や社会保険料・税の負担と給付の情報連携のための基盤整備の加速を求めた。2年を待たずに簡素な形で給付の仕組みを導入しつつ、段階的に精緻な制度構築を図ることにも有力な選択肢だとして、また、被扶養配偶者の就労促進を図る観点から、恒常的な仕組みの導入と比べると、慎重な考えが目立つ。

おける「年収の壁」の相当額を給付することもある。その上で、将来的に所得控除中心の個人所得税体系の見直し、勤労世代以外の各種の低所得者対策等の整理・一本化、再分配機能の強化に向けた累進税率の見直し等について検討していくことが重要だとした。他方、消費税減税については、前記の指摘に加えて、システム対応など多岐にわたる論点も含め、議論・検討を尽くすべきなどとしており、給付付税額控除の導入と比べると、慎重な考えが目立つ。

税のしるべ電子版

https://shirube.zaikyo.or.jp

電子版では、本紙に掲載されていない電子版独自の記事や速報ニュース、電子版限定の連載などが閲覧できます。

一般財団法人 大蔵財務協会 販売局
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号
TEL 03 (3829) 4141(代)
FAX 03 (3829) 4001
URL https://www.zaikyo.or.jp

公益財団法人 日本関税協会 JAPAN TARIFF ASSOCIATION

貿易・関税に関する専門書

https://www.kanzei.or.jp/

実行関税率表 2026年度版

輸入申告に必要な輸入統計品目番号と品名及びその最新の関税率を掲載。附表では、CPTPP、HEU・EPA、RCEP協定等、各種EPAの税率を一覧表としたEPA等タリフデータを掲載。
2026年4月発行
A4判1308頁/定価26400円(税込)

輸出統計品目表 2026年版

輸出申告に必要な輸出統計品目番号と品名を掲載。また、各品目に適用される関税関係法令以外の法令についても参考欄でフォロー。附表では、貿易形態別符号表、船(機)籍符号表、税関符号表等の資料を掲載。
2025年12月発行
B5判722頁/定価10780円(税込)

貿易と関税

通関手続・国際物流といった通関実務・貿易実務に関するトピックスや関税法令の解説、そして関税政策や税関行政の動向、WTOやEPA/FTA等における貿易自由化交渉や知的財産についての貿易を取り巻く動向を取り上げています。
B5判約80頁/定価880円(税込)

原産地規則と品目分類

〈長谷川実也・尾本薫共著〉
機械/繊維/繊維製品/化学品/農産品の4分野において、EPA特惠税率の適用に不可欠な品目分類と原産地規則の概要、さらには原産地証明書について解説。
A5判344頁/定価3300円(税込)

特殊関税ハンドブック

〈水谷浩隆著〉
不公正な貿易取引や輸入急増等の特別の事情がある場合に国内産業を保護・救済するための特殊関税制度について、不当廉売関税を中心に解説。
A5判160頁/定価2200円(税込)

AEOハンドブック(改訂版)

AEO(認定事業者)制度に関連する法令・通達を分かりやすい形で収録。AEOを取得済みかどうかにかかわらず、自社の取組みの確認または手引書として必携の内容です。
A5判526頁/定価3960円(税込)

日本関税協会の図書は下記URLからご注文いただけます。
https://ws.formzu.net/fgen/S37638629/

特別企画

私が見た 税を巡る 点と線

税理士 北本 高男

聞き手 川田 剛氏

一昨年の11月に、会計検査院が国税庁に取引相場のない株式の評価のあり方で検討を求めた(令和6年11月11日号一面参照)。改正されれば根本的な改正になると予想され、関係者への影響も大きい。そこで、国税庁や東京国税局で長年、評価の実務に携わり、現在は税理士を務めている北本高男氏に話を聞いた。

川田 さっそくです。方式に代わる評価方法を算定し、評価方法の素案を作る必要があります。課税上の影響が大きいですから、政府及び与党の税制調査会等に説明しなければいけません。北本 そうですね。会計検査院から非上場株の評価方式を改めるべきではないかとの指摘は、国税庁が提出した株式の評価明細書の内容を分析した結果に基づいたもので、国税庁は動かざるを得ないと思います。すでに準備は進めているのではないですか。まず、類似業種比準

北本 そうですね。会計検査院から非上場株の評価方式を改めるべきではないかとの指摘は、国税庁が提出した株式の評価明細書の内容を分析した結果に基づいたもので、国税庁は動かざるを得ないと思います。すでに準備は進めているのではないですか。まず、類似業種比準



北本高男(きたもと・たかお)氏の略歴 東京国税局資産評価官、北沢税務署長、同局資産課税課長、国税庁資産評価企画官、板橋税務署長、沖縄国税事務所長、平成19年税理士登録、22年～23年税理士試験委員。

検査院の指摘受け、非上場株式の評価を根本的に改正へ

から、今度はもっと影響が大きいですよ。北本 圧倒的に大きいと思います。

川田 タワーマンション限定だったら都会だけかもしれません。北本 全国に広がるのが、今回は全国に影響しますよ。多くの先

生方の顧問先にも影響してはくれないでほしい。北本 影響しますね。おそらく想像以上に大きな影響が出るのではないのでしょうか。

川田 標準方式の3要素をいじるという可

能性もあるのですか。北本 これは想像です。類似業種比準方式をどうとすれば、小手先の改正では無理ですから、3要素を取り払うのではない

でしょうか。川田 影響しますね。おそらく想像以上に大きな影響が出るのではないのでしょうか。

川田 標準方式の3要素をいじるという可能性もあるのですか。北本 これは想像です。類似業種比準方式をどうとすれば、小手先の改正では無理ですから、3要素を取り払うのではない

でしょうか。川田 影響しますね。おそらく想像以上に大きな影響が出るのではないのでしょうか。

川田 標準方式の3要素をいじるという可能性もあるのですか。北本 これは想像です。類似業種比準方式をどうとすれば、小手先の改正では無理ですから、3要素を取り払うのではない

でしょうか。川田 影響しますね。おそらく想像以上に大きな影響が出るのではないのでしょうか。

川田 標準方式の3要素をいじるという可能性もあるのですか。北本 これは想像です。類似業種比準方式をどうとすれば、小手先の改正では無理ですから、3要素を取り払うのではない

でしょうか。川田 影響しますね。おそらく想像以上に大きな影響が出るのではないのでしょうか。

川田 標準方式の3要素をいじるという可能性もあるのですか。北本 これは想像です。類似業種比準方式をどうとすれば、小手先の改正では無理ですから、3要素を取り払うのではない

でしょうか。川田 影響しますね。おそらく想像以上に大きな影響が出るのではないのでしょうか。

川田 標準方式の3要素をいじるという可能性もあるのですか。北本 これは想像です。類似業種比準方式をどうとすれば、小手先の改正では無理ですから、3要素を取り払うのではない

でしょうか。川田 影響しますね。おそらく想像以上に大きな影響が出るのではないのでしょうか。

川田 標準方式の3要素をいじるという可能性もあるのですか。北本 これは想像です。類似業種比準方式をどうとすれば、小手先の改正では無理ですから、3要素を取り払うのではない

でしょうか。川田 影響しますね。おそらく想像以上に大きな影響が出るのではないのでしょうか。

川田 標準方式の3要素をいじるという可能性もあるのですか。北本 これは想像です。類似業種比準方式をどうとすれば、小手先の改正では無理ですから、3要素を取り払うのではない

でしょうか。川田 影響しますね。おそらく想像以上に大きな影響が出るのではないのでしょうか。

川田 標準方式の3要素をいじるという可能性もあるのですか。北本 これは想像です。類似業種比準方式をどうとすれば、小手先の改正では無理ですから、3要素を取り払うのではない

でしょうか。川田 影響しますね。おそらく想像以上に大きな影響が出るのではないのでしょうか。

川田 標準方式の3要素をいじるという可能性もあるのですか。北本 これは想像です。類似業種比準方式をどうとすれば、小手先の改正では無理ですから、3要素を取り払うのではない

でしょうか。川田 影響しますね。おそらく想像以上に大きな影響が出るのではないのでしょうか。

川田 標準方式の3要素をいじるという可能性もあるのですか。北本 これは想像です。類似業種比準方式をどうとすれば、小手先の改正では無理ですから、3要素を取り払うのではない

でしょうか。川田 影響しますね。おそらく想像以上に大きな影響が出るのではないのでしょうか。

川田 標準方式の3要素をいじるという可能性もあるのですか。北本 これは想像です。類似業種比準方式をどうとすれば、小手先の改正では無理ですから、3要素を取り払うのではない

でしょうか。川田 影響しますね。おそらく想像以上に大きな影響が出るのではないのでしょうか。

川田 標準方式の3要素をいじるという可能性もあるのですか。北本 これは想像です。類似業種比準方式をどうとすれば、小手先の改正では無理ですから、3要素を取り払うのではない

でしょうか。川田 影響しますね。おそらく想像以上に大きな影響が出るのではないのでしょうか。

通達がなかったら、例えば米国みたいに「評価通達なし」とすれば、訴訟が多発してしまう。北本 財産の評価は評価通達がなかったら大変です。人によって別々な評価額が出てきます。相続税、贈与税にあって非常に大事な通達です。

川田 比準方式の3要素をいじるという可能性もあるのですか。北本 これは想像です。類似業種比準方式をどうとすれば、小手先の改正では無理ですから、3要素を取り払うのではない

でしょうか。川田 影響しますね。おそらく想像以上に大きな影響が出るのではないのでしょうか。

川田 標準方式の3要素をいじるという可能性もあるのですか。北本 これは想像です。類似業種比準方式をどうとすれば、小手先の改正では無理ですから、3要素を取り払うのではない

でしょうか。川田 影響しますね。おそらく想像以上に大きな影響が出るのではないのでしょうか。

川田 標準方式の3要素をいじるという可能性もあるのですか。北本 これは想像です。類似業種比準方式をどうとすれば、小手先の改正では無理ですから、3要素を取り払うのではない

でしょうか。川田 影響しますね。おそらく想像以上に大きな影響が出るのではないのでしょうか。

川田 標準方式の3要素をいじるという可能性もあるのですか。北本 これは想像です。類似業種比準方式をどうとすれば、小手先の改正では無理ですから、3要素を取り払うのではない

でしょうか。川田 影響しますね。おそらく想像以上に大きな影響が出るのではないのでしょうか。

川田 標準方式の3要素をいじるという可能性もあるのですか。北本 これは想像です。類似業種比準方式をどうとすれば、小手先の改正では無理ですから、3要素を取り払うのではない

でしょうか。川田 影響しますね。おそらく想像以上に大きな影響が出るのではないのでしょうか。

川田 標準方式の3要素をいじるという可能性もあるのですか。北本 これは想像です。類似業種比準方式をどうとすれば、小手先の改正では無理ですから、3要素を取り払うのではない

でしょうか。川田 影響しますね。おそらく想像以上に大きな影響が出るのではないのでしょうか。

川田 標準方式の3要素をいじるという可能性もあるのですか。北本 これは想像です。類似業種比準方式をどうとすれば、小手先の改正では無理ですから、3要素を取り払うのではない

でしょうか。川田 影響しますね。おそらく想像以上に大きな影響が出るのではないのでしょうか。

川田 標準方式の3要素をいじるという可能性もあるのですか。北本 これは想像です。類似業種比準方式をどうとすれば、小手先の改正では無理ですから、3要素を取り払うのではない

でしょうか。川田 影響しますね。おそらく想像以上に大きな影響が出るのではないのでしょうか。

川田 標準方式の3要素をいじるという可能性もあるのですか。北本 これは想像です。類似業種比準方式をどうとすれば、小手先の改正では無理ですから、3要素を取り払うのではない

でしょうか。川田 影響しますね。おそらく想像以上に大きな影響が出るのではないのでしょうか。

川田 標準方式の3要素をいじるという可能性もあるのですか。北本 これは想像です。類似業種比準方式をどうとすれば、小手先の改正では無理ですから、3要素を取り払うのではない

でしょうか。川田 影響しますね。おそらく想像以上に大きな影響が出るのではないのでしょうか。

川田 標準方式の3要素をいじるという可能性もあるのですか。北本 これは想像です。類似業種比準方式をどうとすれば、小手先の改正では無理ですから、3要素を取り払うのではない

でしょうか。川田 影響しますね。おそらく想像以上に大きな影響が出るのではないのでしょうか。

川田 標準方式の3要素をいじるという可能性もあるのですか。北本 これは想像です。類似業種比準方式をどうとすれば、小手先の改正では無理ですから、3要素を取り払うのではない

でしょうか。川田 影響しますね。おそらく想像以上に大きな影響が出るのではないのでしょうか。

川田 標準方式の3要素をいじるという可能性もあるのですか。北本 これは想像です。類似業種比準方式をどうとすれば、小手先の改正では無理ですから、3要素を取り払うのではない

でしょうか。川田 影響しますね。おそらく想像以上に大きな影響が出るのではないのでしょうか。

川田 標準方式の3要素をいじるという可能性もあるのですか。北本 これは想像です。類似業種比準方式をどうとすれば、小手先の改正では無理ですから、3要素を取り払うのではない

でしょうか。川田 影響しますね。おそらく想像以上に大きな影響が出るのではないのでしょうか。

川田 標準方式の3要素をいじるという可能性もあるのですか。北本 これは想像です。類似業種比準方式をどうとすれば、小手先の改正では無理ですから、3要素を取り払うのではない

されそうでしょうか。北本 国税庁の作業次第ですが、大作業になりますので、早くも今年の税調で議論されるイメージでしょうか。

川田 それまでに相当の反対運動が起こる可能性がありますね。北本 そのようなことがないように国税庁は事前に説明を行うと思います。大事なことは、新しい通達の考え方が理論的であり、有識者、納税者から及第点がもらえる方式であることが必要です。

川田 100点というのにはあり得ないか

ら、70点ぐらいのところですか。北本 有識者会議を開催して、幅広く議論をしていただくことも一考だと思います。

川田 米国は標準的な算定方式はないので、それぞれ専門家に鑑定を依頼していただきます。そうすると、当局の依頼した鑑定の数

か、その取り方もあると思うんです。それから、業績要素をどうするかか。

北本 今回は、類似業種比準方式から離れるのではないですか。類似業種比準方式の問題点は、会計検査院から指摘されています。

川田 類似業種をやる必要でしょうか。

北本 今回の類似業種比準方式から離れるのではないですか。類似業種比準方式の問題点は、会計検査院から指摘されています。

川田 類似業種をやる必要でしょうか。

北本 今回の類似業種比準方式から離れるのではないですか。類似業種比準方式の問題点は、会計検査院から指摘されています。

川田 類似業種をやる必要でしょうか。

北本 今回の類似業種比準方式から離れるのではないですか。類似業種比準方式の問題点は、会計検査院から指摘されています。

川田 類似業種をやる必要でしょうか。

北本 今回の類似業種比準方式から離れるのではないですか。類似業種比準方式の問題点は、会計検査院から指摘されています。

川田 類似業種をやる必要でしょうか。

北本 今回の類似業種比準方式から離れるのではないですか。類似業種比準方式の問題点は、会計検査院から指摘されています。

川田 類似業種をやる必要でしょうか。

北本 今回の類似業種比準方式から離れるのではないですか。類似業種比準方式の問題点は、会計検査院から指摘されています。

川田 類似業種をやる必要でしょうか。

北本 今回の類似業種比準方式から離れるのではないですか。類似業種比準方式の問題点は、会計検査院から指摘されています。

川田 類似業種をやる必要でしょうか。

北本 今回の類似業種比準方式から離れるのではないですか。類似業種比準方式の問題点は、会計検査院から指摘されています。

川田 類似業種をやる必要でしょうか。

北本 今回の類似業種比準方式から離れるのではないですか。類似業種比準方式の問題点は、会計検査院から指摘されています。

川田 類似業種をやる必要でしょうか。

北本 今回の類似業種比準方式から離れるのではないですか。類似業種比準方式の問題点は、会計検査院から指摘されています。

川田 類似業種をやる必要でしょうか。

北本 今回の類似業種比準方式から離れるのではないですか。類似業種比準方式の問題点は、会計検査院から指摘されています。

川田 類似業種をやる必要でしょうか。

と納税者の鑑定した数字が違ったりして、これはこれで大変。裁判所が独自に鑑定するとしても、そんな予算はないといわれます。

北本 裁判所も非上場株の時価を判定することは難しいと思います。非上場株は第三者間の取引事例が極めて少ないことから、第三者機関に評価を委託することになると思います。

川田 不動産鑑定士ならぬ、株価鑑定士みたいな制度が要るんですかね。

北本 ないでしょう。6項は非上場株だけではなく、すべての財産に適用されるものですから。

川田 少なくとも非上場株についての適用は減ると。

北本 減ると思います。非上場株を利用した節税対策は減少すると思います。ただ、非上場株の改正を一緒にやる作業は大変だと思います。今の国税庁の資産評価企画官室の人員では足りないのではと心配です。

川田 プロジェクトチームが何かをつくって、人を集めてやらないと無理ですよ。

北本 とりあえずあえず今、プロジェクトチームを作っているんですよ。けれども、増員等も必要でしょうか。

川田 類似業種をやる必要でしょうか。

北本 今回の類似業種比準方式から離れるのではないですか。類似業種比準方式の問題点は、会計検査院から指摘されています。

川田 類似業種をやる必要でしょうか。

北本 今回の類似業種比準方式から離れるのではないですか。類似業種比準方式の問題点は、会計検査院から指摘されています。

川田 類似業種をやる必要でしょうか。

北本 今回の類似業種比準方式から離れるのではないですか。類似業種比準方式の問題点は、会計検査院から指摘されています。

川田 類似業種をやる必要でしょうか。

北本 今回の類似業種比準方式から離れるのではないですか。類似業種比準方式の問題点は、会計検査院から指摘されています。

川田 類似業種をやる必要でしょうか。

北本 今回の類似業種比準方式から離れるのではないですか。類似業種比準方式の問題点は、会計検査院から指摘されています。

川田 類似業種をやる必要でしょうか。

北本 今回の類似業種比準方式から離れるのではないですか。類似業種比準方式の問題点は、会計検査院から指摘されています。

川田 類似業種をやる必要でしょうか。

北本 今回の類似業種比準方式から離れるのではないですか。類似業種比準方式の問題点は、会計検査院から指摘されています。

川田 類似業種をやる必要でしょうか。

北本 今回の類似業種比準方式から離れるのではないですか。類似業種比準方式の問題点は、会計検査院から指摘されています。

川田 類似業種をやる必要でしょうか。

北本 今回の類似業種比準方式から離れるのではないですか。類似業種比準方式の問題点は、会計検査院から指摘されています。

川田 類似業種をやる必要でしょうか。

北本 今回の類似業種比準方式から離れるのではないですか。類似業種比準方式の問題点は、会計検査院から指摘されています。

川田 類似業種をやる必要でしょうか。

北本 今回の類似業種比準方式から離れるのではないですか。類似業種比準方式の問題点は、会計検査院から指摘されています。

事業目的: ●製パン・製菓材料卸 ●一般食料品の販売 ●食品関連商品及び機器の輸出入 HSK ホクト商事株式会社 本社 〒450-0003 名古屋市中村区名駅南一丁目20番21号 TEL.052-582-7251(代) FAX.052-581-2777 中部事業部 〒455-0032 名古屋市中村区入船1丁目3番15号 TEL.052-659-6256(代) FAX.052-659-6255 関西事業部 〒563-0035 大阪府池田市豊島南一丁目15番19号 TEL.072-760-2411(代) FAX.072-760-2417 関東事業部 〒177-0041 東京都練馬区石神井町八丁目53番28号 TEL.03-5372-6061(代) FAX.03-5372-6071 北陸事業部 〒925-0125 石川県羽咋郡志賀町西山台1丁目10番地 TEL.0767-32-6010(代) FAX.0767-32-6011 九州事業部 〒818-0101 福岡県太宰府市観世音寺一丁目18番28号 TEL.092-921-0045(代) FAX.092-921-0031

北国津軽が育んだ、手造りのお酒 豊盃醸造元 三浦酒造株式会社 〒036-8316 青森県弘前市石渡五丁目1-1 TEL.0172-32-1577 FAX.0172-32-1581 ●お酒は20歳になってから、おいしく適量を。●妊娠中や授乳期の飲酒は、控えましょう。

補助金などへの意見等が7割

租特と補助金・基金の見直し提案募集

内閣官房の租税特別措置・補助金見直し担当室は10日、租税特別措置・補助金・基金の適正化に向けた提案募集の結果を公表した。租特に関する意見等は既報のとおり(4月13日号3面参照)だが、集まった3万7000件超の意見等のうち、70%は補助金等に関するものだった。ここでは補助金等に関する主な意見等から、今後の企業経営にも影響を及ぼし得る経済産業、中小企業分野の意見等を紹介する。

9年度予算要求に反映へ

内閣官房が公表した9年度予算要求の最終結果の中で、経済産業、中小企業分野の意見等は、①補助金が生産性の低い企業の延命につながっており、補助金依存から脱却すべき、②国の支援が必要ない、または支援手法が本質的・効果的ではない、③補助金の申請負担が重く、コンサル業者主導となり、不正や中抜き構造を生んでいる――の三つに分けて示されている。

成果指標が「交付件数」や「参加者数」など形式的なものに偏っており、本来の目的である生産性向上や賃上げへの効果が十分に検証されないまま補助事業が拡大しているといった意見等があった。

②では、IT導入補助金は「ITベンダーの販促ツール」と化している、少額のIT導入に膨大な審査・報告コストをかけるのは非効率、小規模持続化補助金は「ものを買うだけ」の補助金と認識されており、事業戦略に結び付いていない、大規模成長補助金は本来事業主が背負うべきリスクマネーの肩代わり

を行うような補助金に見えるといった手厳しい意見等が多かった。③では、申請が難しく「コンサルが間に合わない」と対応が困難な制度になっており、補助金詐欺や不正受給が後を絶たず、まじめな事業者が不利になる構造が放置されている、事務局に問い合わせても回答が二転三転する、提出書類など実務とかけ離れた要求が慢性化しているなど意見等があった。

また、中小企業等関係予算は、当初予算より修正予算の方が何倍も規模が大きい、いびつな状況が続く(7年度当初予算879億円、7年度修正予算8364億円)。

各府省庁は意見等を踏まえ、補助金等の自己点検を行った上で、見直し等を検討し、9年度予算要求に反映させる予定。点検に当たっては、成果に基づいた制度運用への転換や削減などを視点とする。

正・中抜き防止、事業者の自立や成長につながる。申請等の事務負担の軽減などを重視する。

民事責任の在り方を整理

経産省が手引きを公表

経済産業省は9日、「AI活用の場面でAIの活用が及ぼす影響」を公表した。AI活用の場面でAIの活用が及ぼす影響を整理している。

「AI活用の場面でAIの活用が及ぼす影響」を整理している。AI活用の場面でAIの活用が及ぼす影響を整理している。

「AI活用の場面でAIの活用が及ぼす影響」を整理している。AI活用の場面でAIの活用が及ぼす影響を整理している。

「AI活用の場面でAIの活用が及ぼす影響」を整理している。AI活用の場面でAIの活用が及ぼす影響を整理している。

後継者候補がいる農業者 4割が親族内承継の意向

日本公庫が調査

日本政策金融公庫(田中一穂総裁)は2日、融資先の担い手農業者を対象に行った事業承継に関する調査結果を公表した。これは1月に実施した「農業景況調査」の特別調査として、「事業承継」として、「事業承継」をテーマに今後の事業承継の意向や課題などについて調査したものである。

「今後の事業承継の意向」では、後継者候補がいる経営体の承継先のうち「親族へ承継」の割合が40・3%と最も高く、4割が親族内承継の意向を示した。次いで、「親族以外」の役員・従業員等へ承継の意向を示した。事業承継に関する調査結果を公表した。これは1月に実施した「農業景況調査」の特別調査として、「事業承継」として、「事業承継」をテーマに今後の事業承継の意向や課題などについて調査したものである。

「事業承継に関する調査結果」によると、「親族へ承継」は個人経営で高く(個人43・4%、法人35・7%)、「親族以外の役員・従業員等へ承継」は法人経営で高い(個人1・4%、法人11・8%)。

「事業承継に関する調査結果」によると、「親族へ承継」は個人経営で高く(個人43・4%、法人35・7%)、「親族以外の役員・従業員等へ承継」は法人経営で高い(個人1・4%、法人11・8%)。

「事業承継に関する調査結果」によると、「親族へ承継」は個人経営で高く(個人43・4%、法人35・7%)、「親族以外の役員・従業員等へ承継」は法人経営で高い(個人1・4%、法人11・8%)。

「事業承継に関する調査結果」によると、「親族へ承継」は個人経営で高く(個人43・4%、法人35・7%)、「親族以外の役員・従業員等へ承継」は法人経営で高い(個人1・4%、法人11・8%)。

「事業承継に関する調査結果」によると、「親族へ承継」は個人経営で高く(個人43・4%、法人35・7%)、「親族以外の役員・従業員等へ承継」は法人経営で高い(個人1・4%、法人11・8%)。

「周囲の農業者などから事業の引継ぎを打診された場合の意向」では、「積極的に検討する」が18・3%、検討しないが43・2%で、両方合わせると6割超となった。

「事業を引き受ける際の課題」では、「人手が確保できない」が61・6%と最も高く、次いで、「事業成長につながるか不安」が39・2%、「資金調達が困難」が24・7%だった。

「周囲の農業者などから事業の引継ぎを打診された場合の意向」では、「積極的に検討する」が18・3%、検討しないが43・2%で、両方合わせると6割超となった。

「事業を引き受ける際の課題」では、「人手が確保できない」が61・6%と最も高く、次いで、「事業成長につながるか不安」が39・2%、「資金調達が困難」が24・7%だった。

「周囲の農業者などから事業の引継ぎを打診された場合の意向」では、「積極的に検討する」が18・3%、検討しないが43・2%で、両方合わせると6割超となった。

法制改正対応の申告書別表など示す

法人税法施行規則の改正省令を公布

政府は14日、法人税法施行規則の一部改正省令を公布した。令和8年度法制改正に対応した法人税申告書の別表等の様式が定められている。

訂正 4月13日号4面の「業種別所得金額の増減額と増減率」の記事で、「所得税の増加額」「所得税の増加率」とあるのは、「所得金額の増加額」「所得金額の増加率」の誤りでした。お詫びして訂正します。



もっと自由に もっと楽しく
日々を彩り 暮らしをデザインする

豊島
TOYOSHIMA
ライフスタイル提案商社
www.toyoshima.co.jp



最高の新戦力。
どんどん三洋号が、面白くなる。

SANYO
本社：名古屋市千種区今池3-9-21
TEL (052) 733-3401

MARUTA
新しい物流サービスを創造していく
service creation

丸太運輸株式会社
代表取締役社長 高村 重好

マルタスカイワーク
高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。

〒467-0856
愛知県名古屋市長瑞穂区新開町22番20号
TEL (052) 872-3311
FAX (052) 871-1531
URL http://maruta.co.jp

名古屋南区加福本通2丁目19番地
TEL 052-611-1151

続 傍流の止論 羊 税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣

87

政府は、令和8年4月から、少子化対策の財源として公的医療保険料に上乗せする「子ども・子育て支援金」の徴収を始めた。令和8年度の被保険者一人当たり負担額は、保険制度と年収に応じて月額次のとおりである。

- 被用者保険(会社員等) 192円から959円(平均500円)
- 国民健康保険(自営業者等) 50円から650円(平均300円)
- 後期高齢者保険 80円から200円(平均200円)

これにより、令和8年度の総額は、6000億円となり、令和9年度は9000億円、令和10年度は1兆円が見込まれ、それに応じて、前記の一人当たりの負担額も増加することになる。この財源は、児童手当の拡充や親の就労に関係なく生後6か月から2歳の子どもの預けることができる「子ども誰でも通園制度」などに充てられる。

政府がこのように支援金によって子育てを支援するのは、歯止めがかからない少子化を少しでも食い止めようとするからにはかならない。令和7年に生まれた子どもの数は、外国人を含む速報値で約70万5000人で、10年連続で最少を更新している。そのため、政府はこのような状況を打開するために、広く薄く負担を分かち合う支援金で、「社会全体で子育て世帯を支える」ことを狙っている。しかし、このような支援金については、単身者や子どもを持たない人、子育てを終えた高齢者にとっては、直接的には何のメリットもなく、実質的な負担増に過ぎないことになる。そのため、SNSなどでは、「独身税」という悪評もあり、各種物価が上昇する中、さらに手取りが減るといふことで、結婚をためらう若者が増えかねないという指摘もある。

独身税？

あるし「子育てを終えた高齢者にとっては「子育ての延長」と思えば、目先のメリットだけでは論じられないはずである。その点では、「子育て支援金」は、社会保障の趣旨にかなうのかもしれない。

また、「独身税」という租税問題として捉える場合には、現在のように民族存亡の危機にあるときであるからこそ、所得税の課税制度を根本的に変更すべきであると言える。すなわち、現行の個人単位課税制度の下では、出生率が高い専業主婦世帯にとって最も不利な状態になっている。配偶者控除は、もともと、家事労働と夫の稼ぎに貢献するということで設けられた制度であるが、その貢献によって夫の年収が増えるのと控除額が減額され、夫の所得が1000万円を超えるとその控除が受けられなくなるという、極めて矛盾した制度となっている。

その矛盾を解消するためには、課税単位を夫婦単位課税(二分二乗方式)又は世帯単位課税(N分N乗方式)に改める必要がある。しかし、残念ながらこのような提言は、ほとんど聞くことはない。現内閣も、第84回で述べたように、税務執行上問題の多い「給付付き税額控除」よりも、前記のような課税単位の変更に取り組んでほしいものである。

また、所得税の課税単位について各国がどのように対処しているかを概観してみよう。まず、アメリカにおいては、当初は個人単位課税制度が採用されていたが、現在では、同制度と二分二乗方式の選択が認められるに至っている。また、ヨーロッパでは、イギリスが個人単位方式とN分N乗方式の選択を認め、ドイツが二分二乗方式を採用し、フランスがN分N乗方式を採用している。我が国では、戦後は世帯単位方式であったが、戦後個人単位方式に改め、結果的には出生率を低下させている。もっとも、出生率は、何も所得税制のみによって左右されるものでもない。最も重要な問題は、国民の「子を産み育てる」ことの尊厳性の欠如にあると考えられる。目先の自由に溺れ、結婚しないのも経済のせいになっている。かつての「二人は食えぬが二人は食える」、「貧乏人の子沢山」、「家貧しくして孝子出る」等々の先人の言葉を今噛み締めるときであるものと考えられる。

インボイス制度の再確認

■税理士 森田 修 3

3割特例の概要と適用できない課税期間

いわゆる2割特例は、個人事業者の令和8年分の申告、3月決算の法人であれば令和8事業年度(令和9年3月期)の申告で終了します。しかし、事務負担への配慮がより必要と考えられる個人事業者については、これに代えて、その課税期間における売上税額から控除する金額をその売上税額の7割とし、納付税額をその売上税額の3割とする特例(以下「3割特例」といいます。)が2年に限り措置され、選択も確定申告書にその旨を付記すればよいこととされました。


3割特例は、基本的に、「インボイス発行事業者の登録をしなければ、課税事業者になることはなかった個人事業者」の令和9年分及び令和10年分が対象となります。したがって、以下の課税期間については、3割特例の適用を受けることはできません。

- (1) 過去の売上げが一定金額以上ある場合
 - イ 基準期間の課税売上高が1000万円を超える課税期間(消法9①)
 - ロ 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例により課税事業者となる課税期間(消法9の2①)

個人事業者の令和9年分と10年分が対象 登録以外の理由で課税事業者となる場合は適用不可

- ハ 相続があった場合の納税義務の免除の特例により課税事業者となる課税期間(消法10)
 - (2) 高額な資産を仕入れた場合
 - イ 「課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者となった後2年以内に一般課税で調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合において、「課税事業者選択不適用届出書」の提出ができないことにより課税事業者となる課税期間(消法9⑦)
 - ロ 一般課税で高額特定資産の仕入れ等を行った場合(棚卸資産の調整の適用を受けた場合)において課税事業者となる課税期間(消法12の4①②④)
 - ハ 一般課税で金又は白金の地金等を仕入れた金額の合計額(税抜き)が200万円以上である場合において課税事業者となる課税期間(消法12の4③④、消令25の5④)
 - (3) 3割特例の適用を受けようとする課税期間の初日において、恒久的施設(所得税法に規定する「恒久的施設」をいいます。)を有しない非居住者である個人事業者(28年改正法附則51の2①かっこ書)
 - (4) 課税期間の特例の適用を受ける課税期間及び一の課税期間とみなされる期間(消法19)
- なお、3割特例が適用できるかどうかは、課税期間ごとに判定しますので、同一の個人事業者であっても、令和9年分が適用できて令和10年分が適用できない場合や、その逆の場合もあります。

いつの時代にも
人と社会に「安全」と「快適」を。



総合建設業
吉村建設工業株式会社
〒604-8414 京都市中京区西ノ京小倉町135
TEL(075)802-1360 FAX(075)802-1359
http://www.yoshimurakensetu.co.jp



土井忠ば漬本舗

【本社】
〒601-1251 京都市左京区八瀬花尻町 41
TEL 075-744-2311 FAX 075-744-2317
URL: https://www.doishibazuke.co.jp/

《直営店》
大原本店・三千院前店・清水店・祇園店・京都駅ポルタ店



窯炊き立てごはん **土井**
大原本店・京都駅八条口店・祇園店
SUINA室町店
どい DO PLUS ONE Kyoto

NIPPLA
各種切断砥石

N.P.S.

日本プラスチック製砥株式会社

代表取締役社長 福田 祥司

京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字竜光14-1
☎(075)956-1111(代)

裁決事例集

283

裁決のポイント

非上場株式の発行人の支配株主と対立していた場合の譲渡株式の評価方法について、所得税基本通達59-6の定めによる評価方法で算定した価額に相当することが相当であると事例。

審査請求人が保有する取引相場のない同族法人の株式を、請求人と厳しく対立していた親族が経営する会社に譲渡する際に、その譲渡価額を訴訟上の和解で成立した価額として当該譲渡に係る所得税等の確定申告をした。原処分庁は、当該株式の時価は評価通達の定める原則的な評価方式により算出すべきであり、当該譲渡価額は時価の2分の1に満たないことから、時価で譲渡があったとみなして更正処分等をしたのに対し、請求人が原処分庁の全部の取消しを求めた。国税不服審判所は、請求人の主張する事情をもって、本件法人が発行した取引相場のない株式の時価を適正に算定することはできないと認め、請求を棄却した(令和7年9月10日付、公表裁決)。

基礎事実等

F社は、請求人の父によって設立された〇〇〇〇の設計・製造並びに施工等を目的とする法人である。

F社の代表取締役は、請求人の弟であるGが就任していたが辞任し、Gの子(請求人の甥)Hが就任した。なお、請求人はF社の取締役を務めていた。

F社は、請求人及び請求人の妹であるJ(請求人ら)並びにG及びその親族が発行済株式総数10万株のすべてを保有する同族会社であった。

対立関係の支配株主の発行会社の非上場株式評価は、通達の定めに従った方法が相当

編集部編

請求人らは、F社及びGを被告として、請求人らが保有するF社の株主たる地位の確認等を求め、M地方裁判所に訴えを提起し、請求人らがそれぞれ保有するF社の株式の一部を、Gが合計〇〇〇〇〇〇〇円で買い受けることなどを内容とする訴訟上の和解が成立。請求人らは、それぞれ株式の一部をGに譲渡した。

請求人らは、F社を被告として、F社の定時株主総会における決議の取消しを求め、M地方裁判所に訴えを提起し、これと関連して、F社の臨時株主総会における決議の取消しを求め、同裁判所に訴えを提起した。

F社は、M地方裁判所にF社の株式の価額の評価資料として相続税等の申告の際に用いる「取引相場のない株式(出資)の評価明細書」を提出した。請求人らは、この評価資料を受け、保有するF社の株式の譲渡価額を1株当たり〇〇〇〇〇〇円とし、譲渡の相手方をF社の関係者である個人とすることを希望する旨の提案をした。F社は、これを受け、請求人らの株式の買取りを検討する旨を提案した。

請求人らは、F社が提示した1株当たり〇〇〇〇〇〇円による譲渡は、時価の2分の1未満であるとして、いわゆる「みなし譲渡課税」(所得税法第59条第1項第2号)の対象となる可能性があるため、譲渡価額を前述の訴訟上の和解による株式譲渡の際の価額であった1株当たり〇〇〇〇〇〇円の2分の1を超える〇〇〇〇〇〇円とすることを希望する旨を提案した。

しかし、この譲渡希望価額についてF社が拒否したことから、請求人らは、譲渡希望価額を1株当たり〇〇〇〇〇〇円とする旨を再度提案したところ、F社がこれを了承し和解が成立した。

請求人は、これら株式等に係る譲渡所得の所得税等について、法定申告期限までに申告。原処分庁は、本件株式譲渡は、所得税法第59条第1項第2号及び所得税法施行令第169条の規定により、譲渡所得の金額の計算上、時価による譲渡があったとみなされるとして請求人の所得税等に係る更正処分等をし、請求人は、処

分に不服があるとして審査請求をした。争点は、本件株式譲渡は、所得税法第59条第1項第2号に規定する「著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡」に該当するか否か。

請求人の主張

取引相場のない本件株式の発行人(F社)の支配株主と厳しく対立していたため、発行人を支配していたとはいえず、支配力を制限された「中心的な同族株主」であって、所得税基本通達59-6(株主等)を贈与等した場合の「その時における価額」の定めによる評価方法では、本件株式の客観的交換価値を適正に算定することのできない特別な事情があるから、当該評価方法によるべきではない。

審判所の判断

取引相場のない株式の発行会社の場合、会社によって株主間の経営権をめぐる対立状況、派閥の構成、個人的な思惑等は千差万別であるところ、ありとあらゆる事情を的確に把握して評価に反映させ、実質的に会社を支配している「同族株主」あるいは支配力を制限されていない「中心的な同族株主」に該当するかどうかを判断するということになれば、「同族株主」とするか否かの基準が極めて曖昧になるだけでなく、評価を行う者によって異なった評価がされるおそれがあり、その評価に決定権者の恣意が介入し、課税の公平を欠くおそれがあるといえる。これらの点を考慮すれば、所得税基本通達59-6で借用されている財産評価

基本通達が、「同族株主」あるいは「中心的な同族株主」の範囲を形式的に支配従属関係が及ぶとされる一定の範囲のものとし、画一的に同族関係者の範囲を定めることとしているのは、課税の公平の観点からむしろ合理的であるといえるべきである。したがって、請求人の主張する事情をもって、評価通達の定めに従った評価方法によっては本件株式の時価を適正に算定することのできない特別な事情と認められることはできない。

注目の二冊

基礎から身につく国税通則法 (令和8年度版)

川田 剛 編著

税法の基本法であり、各税に共通した法律である国税通則法をこれから学ぼうとしている初学者の方々はもとより、税知識を有している方々の国税通則法の理解のためにも役立つよう、図表や設例、カットなどを交えて分かりやすく解説をした基本書。

序章から始まり、連帯納付義務の効果などの解説を盛り込んだ「納税義務の成立と確定」、申告納税方式、賦課課税方式などによる国税の納付などを解説した「国税の納付及び徴収」、納税の猶予と滞納処分手続上の緩和制度との相違の解説などを盛り込んだ「納税緩和制度及び担保」、除斥期間間際に出された申告に係る加算税の賦課決定期限の延長などを解説した「更正・決定・徴収などの期間制限」など全10章で構成。

巻末には、納税環境整備に向けた主な施策、電子帳簿保存法の概要、国税不服審判所における審理の流れ、米国における納税者権利救済制度の概要などを参考として収録。

令和8年度税制改正に対応した最新版。

A5判、300ページ。定価2200円(税込み)。申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-3829-1414、FAX03-3829-4001)。



躍進する井原グループ
総合建設業

井原工業株式会社
代表取締役 井原 伸

三星道路株式会社
代表取締役 井原 司

本社 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川
4-2-18
電話 (0896) 24-4435(代)

～なみを超えろ～



檜垣造船株式会社

代表取締役社長 檜垣 宏彰

本社 〒799-2111 愛媛県今治市小浦町1-4-25
TEL. 0898-41-9147(代)
東京事務所 〒104-0033 東京都中央区新川1-2-10
TEL. 03-3553-8391(代)

URL <http://www.higaki.co.jp/>

ひろしま銘菓
川通り餅



御菓子処 株式会社 **亀屋**

本社/広島市東区光町一丁目二一十三
TEL. 082-261-4141(代)
●直営店/e-commerce店
広島店 TEL. 082-261-4141

税務調査と 真実

■井東 圭

先生と呼ばれた男(3)

杉江を2階に案内した若い事務員がお茶を運んできた。

「今、調査官と君のことを話していたところだよ。いけないな、他人に何でもかんでもベラベラ話すようじゃ。社会人としては失格だよ。会社での会話は、友達同士の雑談とは違うんだから」「すみません……」

「まあ税務署の方だからいいようなものの、これからは注意しなさい」ペコリと事務員は頭を下げると、妙な顔をして部屋を出て行った。

「4月からうちで働いてるんですけど、どうもまだ高校生気分が抜けず、困りものですよ」社長は何度か首を振った。居丈高な社長の言動が、杉江の癪に触った。今は亡き父と同じ態度を、そこに見た気がしたからだ。

「私の父は、教師だったんだよ」「初耳ですね」2期後輩の川上。

「隠していたわけではないが、自分からは、話す気がなかったのだから。本質的なところで、父のことが好きではなかったからね。」

客観的に見れば、私の父は、教師として、出世したといえるだろう。校長を長く務め、退職後には受勲もした。私が高校生の頃には父はすでに教頭

になっていて、かつての教え子が社会人になり、たまに家に遊びに来て、お前だからダメなんだとか、もっとこうじゃないといけないと言っていた。いつもそんな風にならなかつたんだ

父が、どうも好きになれなかつたんだ」「教師って、そういうところがありませんよね」岸が続けた。「ただ、そうじゃないと、人を諭し導く仕事は、むしろできないんじゃないんですかね」

「一時私もそう考えたことがあった。ただ、こんなことがあったんだ。私が高校1年の時さ。例の如く教え子が3人家に遊びに来た。あとで母に

聞いたには、3人は大学を卒業して社会人になり数年が経っていたそうだ。家に来てしばらくは談笑していたんだが、1時間ほど経ったところで、2階の私の部屋まで届くほどの大きな声が聞こえた。いったい何事かと階段を下りて様子を見たが、

「さっきから先生はいろいろおっしゃるが、そんなのは理想、きれいな事ですよ！ そんな風に社会は回っていないんです！」

教え子の1人がえらい剣幕だ。一度火が付き激昂したのだろう。数分もの間、どなるように捲し立てた。さすがに別の教え子が、

「まあ、まあ」と宥めて終わったのだが、そんな風には言い込められる父を、初めて見たんだ。どんな話からそうなったのかはわからない。ただ、私は正直がっかりしたんだ。どんなことにせよ、父は父の考えを述べるべきだった。いや常口、そうあるべきだと父は言っていたんだ。

わざわざ訪ねて来てくれた教え子と口論などするのは、得策ではないと判断したのかも知れない。言ってみれば、「大人の対応」というヤツさ。でもそ

うなら、口頃、私や家族に言っていることは、真逆の対応になる。そのことに私は失望したんだ。これじゃあ言動不一致じゃないか！ 矛盾してるじゃないか、と。それに、父には、教師である前に、父親として接して欲しかった。なのにいつも頭ごなし。

だから大学への進学では、郷里の岐阜を離れ東京を選んだ。卒業後も岐阜には戻らず、こうして税務職員として東京に居座った。もっともその分、妹には、両親を押し付ける格好になってしまったがね。

ただ私は、激昂した教え子が言っていた『社会』とやらを、この目で見てみたいと、いつしか強く思うようになった。だから税務職員になった」

「お父さんは、ご健在で？」と川上。「受勲してはごなくして止ったよ。もっとも父は、自分の人生に満足だったと思う。」

100年ぶりの抜本改正 新しい公益信託制度と税制

■(株)野村資産承継研究所 主任研究員 小松原 稔通 (税理士)

信託財産抛出時の課税関係(基本的考え方)

【信託に係る課税の考え方(受益者課税)】

信託の効力が生じると財産の所有権が委託者から受託者に移るが、受益者が委託者と異なる場合、税制上は、受益者が信託財産に帰属する資産負債、収益費用を直接有するものとみなして扱う(受益者課税)。委託者が個人で受益者が法人のときは、委託者にみなし譲渡所得税(所法59①一)、受益者に法人税が課される(法法22②)。委託者が個人で別の個人が適正な対価を負担せずに受益者となる場合は、その信託の効力発生時において、受益者に贈与税又は相続税が課される(相法9条の2①)。

【従来の公益信託に係る課税の考え方(委託者課税)】

受益者が不特定・不存在の信託の場合、受益者課税では課税できなくなってしまうところ、平成19年度税制

新公益信託税制は公益法人課税と整合的に改正

改正で法人課税信託が導入され(法法2二十九の二)、受託者がその信託財産を有するものとして法人税が課されることになった(所法6の2②、法法4の6②)。なお、受託者が個人でもその個人が会社とみなされる(所法6の3三、法法4の3三)。ところが、公益信託は、委託者が財産を抛出した段階では、信託に係る権利を誰も取得していないため、法人課税信託に該当せず委託者課税として扱い(旧法法附則19の3②)、法人税は課税されなかった。また、相続税・贈与税についても、公益信託は委託者がその信託財産を有するものとして扱われ(旧相法附則②)、課税されなかった。

【新しい公益信託に係る税制(所得税)】

新しい公益信託に係る税制は、私法上の法律関係に従い受託者へ財産の移転があったことを前提として、公益法人の課税関係と整合的にする考え方のもと改正され、原則新公益信託法の施行の日(令和8年4月1日)から施行された。

委託者(個人)が譲渡所得等の基因となる資産を公益信託に信託財産として抛出した場合は、みなし譲渡所得税の対象となる贈与又は遺贈に、公益信託の受託者である個人に対するもの(信託財産とするものに限る)が追加された(新所法59①一)ことにより、受託者が個人でも(法人でも)、みなし譲渡所得税が課されることとなった。

みなし譲渡所得税の非課税措置(措法40条)、相続税贈与税については、次回以降で述べることとする。

太線で区切られた3×3の9マスには1~9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1~9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和5年度に国税庁のチャットボットにおいて対応した質問件数になります。

答え = , 0 万件

ナンプレの予想難易度 : 8

7		4			5
9	3			6	4
	8	2	3	9	
6		B	4	5	
			7	A	C
		8	3		1
			5	3	1
	6		8		5
3			7		2

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 4月26日(日)

前回の答え , 0 万件

豊かな経験、確かな技術。

Ⓞ 大一電気工業株式会社

取締役社長 長瀬 裕亮

本社 / 〒760-0067
高松市松福町2丁目4-6
TEL087-851-1178(代)
FAX087-851-3621

支店 / 愛媛 営業所 / 徳島・北島
建設所 / 綾川

DAICHI
DAICHI ELECTRIC INDUSTRIAL CO., LTD.

なんでも相談していただける
金融機関を目指してまいります

いちい信用金庫

本店 / 一宮市若竹3丁目2番2号
TEL (0586) 75-6201



